

入札監理小委員会の審議結果報告

農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業の終了及び契約変更

農林水産省の農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業の終了及び契約変更について、入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 業務の概要

業務内容：農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業（以下「農食研究推進事業」という。）における研究成果の普及状況把握・分析調査等に係る業務委託事業として、①農食研究推進事業等の研究成果の普及状況把握・分析調査、②新規採択のための研究課題の審査・評価調査等、③研究課題の進捗管理調査等、④その他必要な事項に係る業務。

実施期間：平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 30 日（市場化テスト 2 期目）

契約金額：308,507,802 円（税込）

受託事業者：公益社団法人 農林水産・食品産業技術振興協会
（入札参加者数：1 者（1 期目及び 2 期目））

2. 事業終了にいたる経緯及び今後の扱いについて

（1）経緯

当該業務については、第 194 回官民競争入札等監理委員会（平成 29 年 6 月 16 日）において、「平成 30 年度以降の後継事業を農林水産省が実施することとなった場合は、引き続き官民競争入札の対象として市場化テストを実施」との評価結果であったが、従前より、総合科学技術・イノベーション会議では、競争的資金事業の効率的・弾力的な制度運用や専門性等の観点から、行政庁直轄から独立した配分機関への移行が必要であるとの指摘を踏まえ、平成 30 年度からの後継の競争的資金事業は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研支援センター」という。）が実施機関となる予算が概算決定され、農林水産省は実施しないこととなった。

なお、後継事業に対して、生研支援センターは配分機関となるに当たって、専任のプログラムオフィサーを配置する等の体制整備を行うこととしており、これにより、研究成果の社会実装の推進、研究委託契約の早期締結等が可能となり、研究成果の普及、効率的・円滑な研究実施等が期待できることから、当事業で市場化テスト対象となっていた業務内容を外部委託しない意向。

（2）今後の扱い

① 市場化テスト事業の終了

（1）のとおり、当該業務は、平成 29 年度をもって終了することから、市場化テストの対象事業から除外することとしたい。

② 契約変更

また、上記（2）①のとおり、当該業務は、平成 29 年度をもって終了すること

に伴い、当該業務の契約期間（平成 30 年 3 月まで）の実施事業の内容のうち、「②新規採択のための研究課題の審査・評価調査等」の平成 30 年度新規採択課題分に関しては、農食研究推進事業に係る平成 30 年度新規採択はないことが明確になったため、平成 30 年 2 月中に契約変更し、実施しないこととしたい。

3. 当該事業の終了及び契約変更の審議結果について

当該事業の終了及び契約変更について、以下の点について確認があった。

・上記（2）②のとおり平成 30 年 3 月までに実施する予定であった当該業務の実施事業の内容のうち、「②新規採択のための研究課題の審査・評価調査等」の平成 30 年度新規採択課題分に関しては、実施しないこととなるが、契約当初に支払う予定であった当該業務分に該当する委託費の扱いはどうなるのか。違約金はどうか。→ 契約当初に支払う予定であった当該業務分に該当する委託費については、この契約変更によって、受託事業者には支払わないこととなる。また、それに伴う違約金も発生しない。

以上